

重要事項説明書

社会福祉法人高嶺福祉会
デイサービスセンター野桑の里

指定通所介護 重要事項説明書

[令和7年4月1日 改定]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：デイサービスセンター野桑の里 TEL：0791-57-7000

担当 村田 博之

重要事項説明者 大森 むつみ

各市区町村でも受け付けております。※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 デイサービスセンター野桑の里の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービスセンター野桑の里
所在地	兵庫県赤穂郡上郡町野桑3027番地
介護保険指定番号	指定通所介護事業（兵庫2873900209号）
サービス提供地域	上郡町・赤穂市・たつの市新宮町

(2) 営業時間及びサービス提供時間

月曜日 ～ 土曜日	営業時間	午前8:30 ～ 午後5:30
	サービス提供時間	午前9:00 ～ 午後4:15

(3) 職員体制

	資 格	常 勤	パート	計
管理者		1名（兼務）		1名
生活相談員		4名（3名兼務）		4名
看護師	准看護師		2名（兼務）	2名
機能訓練指導員	准看護師・作業療法士等		3名（兼務）	3名
介護職員	介護福祉士・ 2級ヘルパー資格者等	5名（3名兼務）	4名	9名

3 サービス内容

指定通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、アクティビティその他必要な介護等を行います。

4 利用サービス料金

(1) 基本サービス料金（通常規模型事業所）

提供時間3時間以上4時間未満の場合

要介護度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	370 単位	370 円	740 円	1,110 円
要介護2	423 単位	423 円	846 円	1,269 円
要介護3	479 単位	479 円	958 円	1,437 円
要介護4	533 単位	533 円	1,066 円	1,599 円
要介護5	588 単位	588 円	1,176 円	1,764 円

提供時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

要介護度	単位数	1 割負担分	2 割負担分	3 割負担分
要介護 1	388 単位	388 円	776 円	1,164 円
要介護 2	444 単位	444 円	888 円	1,332 円
要介護 3	502 単位	502 円	1,004 円	1,506 円
要介護 4	560 単位	560 円	1,120 円	1,680 円
要介護 5	617 単位	617 円	1,234 円	1,851 円

提供時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

要介護度	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	570 単位	570 円	1,140 円	1,710 円
要介護 2	673 単位	673 円	1,346 円	2,019 円
要介護 3	777 単位	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護 4	880 単位	880 円	1,760 円	2,640 円
要介護 5	984 単位	984 円	1,968 円	2,952 円

提供時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

要介護度	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	584 単位	584 円	1,168 円	1,752 円
要介護 2	689 単位	689 円	1,378 円	2,067 円
要介護 3	796 単位	796 円	1,592 円	2,388 円
要介護 4	901 単位	901 円	1,802 円	2,703 円
要介護 5	1,008 単位	1,008 円	2,016 円	3,024 円

提供時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

要介護度	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	658 単位	658 円	1,316 円	1,974 円
要介護 2	777 単位	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護 3	900 単位	900 円	1,800 円	2,700 円
要介護 4	1,023 単位	1,023 円	2,046 円	3,069 円
要介護 5	1,148 単位	1,148 円	2,296 円	3,444 円

(2) 加算料金

加算項目	単位数	1 割負担分	2 割負担分	3 割負担分
サービス提供体制加算 (Ⅰ)	22 単位/回	22 円	44 円	66 円
サービス提供体制加算 (Ⅱ)	18 単位/回	18 円	36 円	54 円
サービス提供体制加算 (Ⅲ)	6 単位/回	6 円	12 円	18 円
中重度者ケア体制加算	45 単位/日	45 円	90 円	135 円
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	40 円/月	80 円/月	120 円/月
入浴介助加算 (Ⅰ)	40 単位/日	40 円/日	80 円/日	120 円/日
入浴介助加算 (Ⅱ)	55 単位/日	55 円/日	110 円/日	165 円/日
個別機能訓練加算 (Ⅰ) イ	56 単位/日	56 円/日	112 円/日	168 円/日

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76単位／日	76円／日	152	228円／日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位／月	20円／月	40円／月	60円／月
若年性認知症利用者受入加算	60単位／日	60円／日	120円／日	180／日
認知症加算	60単位／日	60円	120円	180
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位／回	20円／回	40円／回	60円／回
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位／回	5円／回	10円／回	15円／回
口腔機能向上加算Ⅰ	150単位／回	150円／回	300円／回	450円／回
口腔機能向上加算Ⅱ	160単位／回	160単位／円	320単位／円	480単位／円
栄養アセスメント加算	50単位／月	50円／月	100円／月	150円／月
栄養改善加算	200単位／回	200円／回	400円／回	600円／回
ADL維持等加算Ⅰ	30単位／月	30円／月	60円／月	90円／月
ADL維持等加算Ⅱ	60単位／月	60円／月	120円／月	180円／月
ADL維持等加算Ⅲ	3単位／月	3円／月	6円／月	9円／月
事業所が送迎を行わない場合	▲47単位	▲47円	▲94円	▲141
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の9.2%を加算			
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の9.0%を加算			
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の8.0%を加算			
介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の6.4%を加算			
介護職員処遇改善加算Ⅴ	現行の3加算の取得状況に基づく加算率			

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※ 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対し、2時間以上3時間未満のサービスを提供した場合、所定単位数の70%を算定します。

※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算として、所定単位数の3%を加算します。

※ 加算項目について

科学的介護推進体制	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等情報を活用している場合算定します。
口腔・栄養スクリーニング	利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを栄養スクリーニングによる取組・評価と一体的に行う場合に算定します。

栄養改善及びアセスメント 注) 1	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行った場合に算定します。(原則として利用開始から3か月以内まで)
口腔機能向上 注) 2	口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行った。(原則として利用開始から3か月以内まで)
ADL維持等	自立支援、重度化防止に向けた取り組みを行い、入所者のADLを良好に維持、改善した場合に算定します。
個別機能訓練	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供した場合に算定します。
若年性認知症利用者受入	若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に算定します。
介護職員処遇改善加算	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

注) 1 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。

注) 2 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。

※減算について

- ・当該事業所の利用定員を上回る利用者を利用させている場合は、所定単位数の70%を算定することになります。
- ・介護職員又は看護職員の員数が指定基準に満たない場合は、所定単位数の70%を算定することになります。
- ・身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、所定単位数の10%を減算することになります。
- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定していない場合、所定単位数の1.0%が減算されます。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、所定単位数の1.0%が減算されます。

(3) 自費をいただくもの(介護保険適用外)

食費	朝食：450円 / 昼食：650円 / 夕食：650円
預かりサービス費 (16:15～18:15)	400円/日
手工芸の材料費	実費(～600円)
喫茶代	実費(～600円)
オムツ・パッド代(1枚につき)	150円・50円
洗濯、乾燥費	100円
複写物(1枚につき)	10円

介護保険適用外の料金を変更する場合は、1か月前以上に文書で連絡します。

(4) 料金の支払方法

毎月月末で締め1月ごとに計算して、翌月15日までに請求をいたしますので、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・申し込みいただいた金融機関の口座からの自動引き落とし。
- ・現金にて支払い（月末までにお支払いください）。

(5) キャンセル料

- ・ご利用者が利用予定日の前日朝9時30分までに通知することなくサービスの中止をした場合、食費と同じ料金をキャンセル料としていただきます。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への 連絡基準		

6. 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】

上郡町役場 国保介護支援課 所在地 赤穂郡上郡町大持 278 番地

電話番号 TEL：0791-52-1152

ファクス番号：0791-52-6015

なお、当施設は、下記の保険会社に加入しています。

あいおいニッセイ同和損害保険（株）

7. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

8. 虐待の防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者（介護課長・松本聖史）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体的拘束等

当事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

10. 非常災害対策

当事業所は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及びご利用者が参加する訓練を定期的の実施いたします。

11. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底して

います。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

13. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

担当の介護支援専門員にお申し込み、居宅サービス計画の作成を依頼してください。その後、契約を結び、通所介護計画書を作成しその計画にしたがってサービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

- ・サービスの終了を希望する日の1週間前までにお電話にてお申し出ください。ただし、正式には文書での提出をお願いいたします。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
- ・ご利用者が亡くなられた場合

④その他

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族の方などが、当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当施設により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ・災害発生時、状況によってはお迎えに来ていただく場合がございます。

14. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者の身体状況・認知状況等相談

担当

生活相談員

大森 むつみ

(2) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当	苦情受付担当者名	大森 むつみ
	苦情受付責任者名	村田 博之
	第三者委員	植田 哲司
電話	0791-57-7000（受付時間 8：30～17：30）	

(3) 当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
(赤穂郡上郡町役場)

担当	国保介護支援課介護保険係
電話	0791-52-1152

(4) 兵庫県国民健康保険連合会

苦情係 電話	078-332-5682
--------	--------------

【 法人の概要 】

法人名	社会福祉法人高嶺福祉会
設立	平成19年5月1日
所在地	千葉県鎌ヶ谷市佐津間 989 番地 1
代表者	理事長 菅原 暁

【 事業内容 】

特別養護老人ホーム／短期入所生活介護事業／通所介護事業

【 関連法人 】

医療法人社団豊寿会	高嶺診療所
	介護老人保健施設 高嶺の郷
	小規模多機能型居宅介護事業所 いこまの家
	居宅介護支援事業所 高嶺の郷

【事業者】

兵庫県赤穂郡上郡町野桑3027番地

デイサービスセンター 野桑の里
管 理 者 村田 博之

印

【事業所】

兵庫県赤穂郡上郡町野桑3027番地

デイサービスセンター野桑の里 (指定番号 2873900209 兵庫県)

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

署名代行者氏名 _____ 印

(利用者本人との関係 _____)